

規約・会則

令和4年10月改訂(抜粋版)

一般社団法人部友会

規約・会則

本会の構成

第一条 この会の社員は次の三種類とする。

- (1)正会員は、会の目的に関連した事業を営み入会した者とする。
- (2)賛助会員は、会の事業に賛同し賛助するため入会した者とする。
- (3)学会会員は、本会の事業に関する研究等に携わる者とする。

第二条 賛助会員の権利と義務

- (1)賛助会員の会議への出欠に付いての制約は設けない。
- (2)賛助会員及び学会会員は会の運営に関する議決権は無いものとする。

第四条 会議の種別

(2)定例会議

- ①三ヶ月に1度開催とする。

(3)ブロック会議

- ①ブロック会議はA. B. C. D. Eで開催するが、合同での開催も可とする。
- ②ブロック会議はブロック長もしくは担当理事が主催し開催する。
- ③ブロック会議費用は、参加会員一社につき 10,000 円を上限とし、実費にて精算する。その為、精算については領収書が必須となる。

第七条 休会制度

(1)当法人は休会制度を設ける。

- ①休会を希望する社員は理事会の承認を得て休会する事ができる。
- ②休会の期間は休会が認められてから最長一年とする。
- ③休会中は会費を免除する。

第八条 会費

(1)当法人の会費は入会金と月会費とする。

①正会員の入会金は無料、賛助会員の入会金は一律5万円とし

退会時は如何なる理由があっても返却はされない。

ただし入会金については理事会の承認をもって一時変更する事ができる。

②月会費は正会員3万円、JAPRAシステム利用会員プラス7万円とする。

③賛助会員については月1万円とする。

④学会員については年1万円とする。

⑤入退会の会費

入退会に伴う会費の発生の有無に付いては毎月15日を境とする。

第九条 社員の権利と義務

附則-1 社員とは一般社団法人部友会に属する事業所・会社を表す

-2 代表者とは事業所・会社を代表して会議に出席する者を表す。

①社員は会の提供するサービス(一括購入・各種研修・各種幹旋・情報・その他)を利用する権利を有する。

②社員は会議を通じ、発議・裁決の権利を有し会の運営に携わることが出来る。

第十条 会費及び購入代金支払い

(1)当法人は社員に会費等は当月分、商品購入に係る代金は月末締めで合計請求し翌月末迄の着金とする。

(2)当法人は社員に対し決められた支払日から2ヶ月後までに着金の確認が取れない場合、その債務が解消するまで当法人の提供するサービスを停止することが出来る。

但し会議への出席は其の限りとしなが当該社員の議決権は有しないものとする。